



平成 20 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 ク ラ フ ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 要
(J A S D A Q コ ー ド 7 4 4 0)
(U R L <http://www.kraft-net.co.jp/>)
問 合 せ 先 ク ラ フ ト 株 式 会 社
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 経 理 部 長 ・ 井 本 秀 景
電 話 0 3 (3 2 6 5) 9 4 5 6 (代 表)

当社子会社の資本金の額の減少の効力発生に関するお知らせ

当社の平成 20 年 2 月 18 日付「当社子会社の資本金の額の減少に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社の完全子会社である北海道クラフト株式会社(以下「北海道クラフト」といいます。)の資本金の額の減少の議案は平成 20 年 3 月 25 日開催の北海道クラフトの臨時株主総会において承認可決され、債権者異議申述期間は同月 26 日に満了しました。北海道クラフトの資本金の額の減少は、本日をもって、下記のとおり効力が発生いたしましたので、お知らせします。

記

1. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

北海道クラフトの資本金の額 250,000,000 円を 150,000,000 円減少して 100,000,000 円とします。

(2) 資本金の額の減少の方法

資本金の額のみを減少させ、その全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

2. 資本金の額の減少に係る日程

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 臨時株主総会決議日 | 平成 20 年 3 月 25 日 |
| (2) 債権者異議申述期間満了日 | 平成 20 年 3 月 26 日 |
| (3) 資本金の額の減少の効力発生日 | 平成 20 年 3 月 27 日 |

3. 今後の見通し

資本金の額の減少は、純資産の部における資本金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、北海道クラフトの純資産額の変動はなく、また、当社業績に与える影響はありません。なお、資本金の額の減少とともに、北海道クラフトの財産の払戻しは行っておりません。

以 上